

「はかり」の定期検査を実施します

計量法の規定により、取引及び証明に使用している「はかり」は定期検査を受ける必要があります。

今年は2年に一度の定期検査の年です。次のとおり集合検査を行いますので、お知らせします。

日 時 9月7日(月) 午前10時～正午・午後1時～午後3時まで

場 所 中央公民館 駐車場

【対象となるはかり】

ひょう量（はかることができる最大能力）が250kg以下の機械式はかりで主に次のとおりです。

○商品の重さを明示するために使用するもの

○原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの

○食材などの購入のために使用するもの

○貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの

○農産物や水産物の売買・出荷のために使用するもの

○菓の調剤用に使用するもの

○廃棄物処理業者が処理費用の算定に使用するもの

○自動詰込機（自動はかり）により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの

○観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの

○保健センター、病院、学校、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法に定められた健康診断（体重測定）に使用するもの

※電気式はかり及びひょう量が250kgを超える機械式はかりは、使用場所にて検査を行います。定期検査会場には持ち込まないでください。

新たにはかりの使用を始めた場合は町産業観光課（☎66・3111内線233）または埼玉県計量検定所☎048・652・2171へお知らせください。

問合せ 産業観光課産業観光担当 ☎66・3111 内線233

県交通安全対策協議会の交通遺児等援護金給付

県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時給付金を給付します。

対 象 保護者の一方または双方が、陸・海・空いずれかの交通機関の運行で生じた事故により死亡あるいは重い障害を負った、乳幼児または18歳以下の児童・学生

給 付 金 子ども1人につき年額10万円

申請書類 役場、学校等で配布します

提出期限 令和2年11月給付分…令和2年8月31日(月)まで

令和2年5月給付分…令和3年2月26日(金)まで

提 出 先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参

さいたま市浦和区高砂2-6-18

☎048・822・0191

同居世帯の総所得額制限等がありますので、申請書でご確認いただくか下記にお問い合わせください。

問合せ 県防犯・交通安全課 ☎048・830・2958

町営住宅入居者募集のお知らせ

塚越団地（野上下郷）・袋団地（本野上）の入居者を募集します。

入居要件等詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 建設課建設担当 ☎66・3111 内線244